

第七回 参議院内閣委員会會議録第二十八号

昭和二十五年四月三十日(日曜日)午前十一時十三分開会

本日の會議に付した事件

- 海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 経済調査庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 国土総合開発法案(内閣送付)
- 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

海上保安庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。御承知の通り本案に対しては衆議院において修正があつたのですから、この修正点について先ず以て政府委員から説明を求めた方が便宜と思ひますから、さうにいたします。

○政府委員(大久保武雄君) 衆議院で御修正になりました点を申し上げますと、先般来本委員会でも御説明申し上げましたように、今回の海上保安庁法の改正は、中央機構並びに地方機構を改正強化をいたしまして、新しい事態に備へるという趣旨に出発しておつたのでございます。修正頂きました点は、中央機構において一部と、地方機構において相当な部分があつたのでございませう。中央機構における改正は政府の原案といたしましては、長官の下

に次長が現在おりますが、その次長の外に次長と同格の警備救難監というものを置きまして、海上の治安を維持し、船舶の救助を行う部隊の指揮をし、その運用を行うことを敏速にいたしたい、かように考えておつたのでございませうが、この次長が統轄をいたします総務部という一般の行政並びに官房的な仕事を所掌いたしましたる部は、これを長官直結にいたしました方が適當であらうという点が、中央に關する改正の一点であります。地方機構

の改正の要点は、海上保安庁は従来九管区で参つたのでございませうが、今同それを六管区制度にいたしまして、大管区制の機動的運用を図りたい、かように考えまして御提案をいたしました次第であります。六管区制になりますると、どうしても諸般の状況から日本海方面に管区本部を設置するところができなかつた次第でございませう。ところが、諸般の海上治安の面から申しましても、或いは北海道の荒海の中における遭難船の状況からいたしましても、日本海方面に管区本部がないというところは甚だ不適当である。かような御見解から、現在同様舞鶴並びに新潟に管区本部をそれぞれ設置をするというに御修正になりました。舞鶴の管区本部を従来山陰地方が広島に属しておりましたものを、密航船の移動を捕提する關係から、鳥取県、島根県は舞鶴管区にこれを属せしめまして、一休として西方より来る対象に対する備えをした方がいだらう。かような

御見解で一部管区の所屬權の修正をいたしましたような次第でございませう。その外、名古屋の管区は政府案によりますると、これを近畿、舞鶴管区と合せまして一管区になつておつたのでありますけれども、舞鶴、三重方面の伊勢灣方面の熊野灘を控えたところの遭難船、並びに最近紀州沖を廻りまして名古屋方面に相當の密航船が入航して参ります關係もございまして、これはむしろ名古屋に従来通り管区本部を置いて所掌せしめた方が行動が敏活であるというやうな關係から、一應管区

は従来同様九管区にした方が適當であらうということに御決定になりましたわけでありませう。尚又管区本部の所在地を政府案によりますると、従来ありました管区本部のうち、新潟、舞鶴、名古屋の管区本部の所在地を、これを抹消いたしますと共に、神戸にありました管区本部はこれを大阪へ移し、門司にありました管区本部はこれを福岡に移すという原案でございませうが、政府案の趣旨としますところは、行政機關の集つておる中心に移した方が適當であらうかと、かように考えたわけでありませうが、衆議院におきましては、門司並びに神戸とも非常に重要な同僚港であり、港灣としては非常に重要な條件を持つておるし、又基地としても諸設備が非常に優秀であるので、かくのごとき都市からこれを他に移動することは、苟くも海の官庁としては適當ではなからうと、かような御見解から大阪に移しました本部は依然とし

て神戸、福岡はこれは依然として門司ということにいたしました。管区本部の所在地も従来同様というに御修正を頂いた次第でございませう。

以上が海上保安庁法に対する衆議院修正案の主な点でございませうが、ただ最後に政府案は施行日を五月一日にいたしておりましたけれども、御審議の關係、又諸般の情勢から政府案の提出が遅れました關係上、これを一ヶ月延期いたしました六月一日実施ということに御修正になりましたわけでございます。

以上簡單ながら衆議院の修正案に対する御説明を終ります。

○竹下豐次君 管区を六つにまとめるということにつきましては政府の方では相當に御研究の上立案されたのだらうと思つておりますが、今度のこの衆議院の修正案、従来通り九つの管区にするということについては、政府の方では御同意になつたわけでございますか。それとも又対立したわけですか。

○政府委員(大久保武雄君) 政府といたしましては管区本部の分け方につきましては種々研究した次第でありまして、実は六管区では若干不足であるといふことは私共も考えておつたのでありますけれども、何しろ六つに限定せざるを得ん諸般の關係もございまして、幾分日本海方面に手薄であるといふことはかねて考えておつたわけでございます。何らかの管区本部の抜きましたのを管区本部に次ぐ機關を置いてこれを補いたい。かように政府とい

たしましては考えておつた次第であります。実は管区本部を置くことが全然白紙で許されるならば、衆議院の御修正のように管区本部を置くことが政府としましては異存がなかつた次第であります。

○竹下豐次君 今伺いますと、何だか元の案が余り確信のない案のようにも伺えました。もう一つ私などが氣になりますのは、少し悪い觀察かも知れませんが、少くも、こゝういふ問題についてはややもするといふと地方的の運動が入りまして妙な結果を持ち来すといふやうなこともないとも限らない問題だと思ひます。そういうことも恐らくなかつたのだらうと思ひますけれども、いろ／＼な問題で政府が情實に流れて、もつと確信のあつた案を又改めまして、もう一つのことになつてやがたおかしなことになるということも氣遣はれるわけでありませうが、何だかその御説明が、元から確信のない案を出しになつたやうに聞えますが、その点は如何でしょうか。

○政府委員(大久保武雄君) 海上保安庁の管区の分け方は、行政面と、それからもう一つは、海上保安庁の實際の部隊の勢力がどういふやうに配備され、且つ強化されて行くかといふことと見合ひしまして、おのずから考えなくちゃならん問題だと考えます。実は今回九管区制度を六管区に改正いたそうといひました際におきまして、若干時期が早くはないかといふ点も考えた次第でありますけれども、併し将来

の船舶、船隊の強化しました際における諸情勢も考えますと、或いはこの際若干の無理をしても、六管区制に進むという事も過当であるかと決心をいたしました次第でありますけれども、現在の整備の状況におきましては、六管区制では若干不備であるという事は、率直に申せば感ぜられておつた次第でございます。

○竹下豊次君 私質問は一応これで……

○三好始君 衆議院の修正に關して、大体の御説明がありました、簡単に、よく分らない点もありましたので、一、二お尋ねいたして見たいと思つてあります。一つは、中央機構の修正に關する部分であります、次長は長官を助けて庁務を処理するといふ、その庁務の中から、総務部の所掌事務を除いた理由につきまして、先程の御説明が簡単であつたので、我々納得し兼ねる点があるのでありますが、改正法案の第六條によりますと、総務部において所掌する事務は、第一号から第十四号に亘る非常に広汎な事務になつております。これらを次長の長官を助ける範囲から除外するといふことは、一般の官庁における次長の立場等と比較いたしましたも、常識的に果して適當であるかどうかについて、了解し兼ねる点があるのでありますが、総務部の所掌事務を第十一條の第二項から除外した理由について、もう少し詳しい事情、こういう結果が実現されること、が果して適當なのかどうかということに対する御意見を承りたいと思つております。

○政府委員(大久保武雄君) ちよつと速記を止めて頂きます。

○委員長(河井彌八君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○三好始君 次長の長官を助ける事務のうちから総務部の所掌事務を除外したことは、先程の御説明によつても私達理論的に了解するといふことはどうもできかねるのであります。いろいろ事情で今回それが如何ともし難い状況にあるのでありますならば、将来の課題として十分御検討を頂きたいと思つてあります。

それから次にもう一つお尋ねいたしたいのは、六海上保安管区が三つ殖えて九海上保安管区に増加するような修正が衆議院で加えられたのであります、この点について先程竹下委員よりお尋ねがありましたけれども、それに補足して、一、二伺ひて見たいと思つてあります。一つは管区本部の位置の問題であります、保安管区が増加したことに伴つて、本部の位置がそれに應じて或る程度變つて来るといふことは了解できるのであります、従来位置の問題でいろいろ政治的な対立、争奪のあつたような事情も承つておりましたので、私は前回の委員会でもその一例を挙げて政府の見解を承つたのであります、私達はこの位置が適當であるかについて十分な事情が分りませんので、個人的な見解をばつきり申し上げることもできませんし、結論が出にくいのであります、ただこの前の御説明で、例えて申しますと、九管区では第四海上保安管区、衆議院の修正によりますと第五海上保安管区であり、ますが、この本部の位置が政府原案で

は大阪市になつておつたのが修正案では神戸市になつておる。大阪市になつたといふことについては、本部の位置としていろいろ事情から政府においては、これは適當だといふことを前回の委員会でも説明されたわけであり、ます。修正案では神戸市になつております。これは管区が九つに増したことに伴つて理論的に神戸を適當とするようになつて事情が變つたのかどうかといふことをお尋ねしたいのが一つ。

もう一つは、これは極めて小さい問題で、或いはこういう方面の専門でない私の考えが事情を知らないところからかういふ質問が起つて来るのかも分りませんが、大海上保安庁が關係し、海上保安管区に入つておる地域に全然海のない県が入つておるわけであり、ますが、これは事務の処理の上から言つてどういふことになるのでしょうか。それ点を併せて伺ひたいのであります。

○政府委員(大久保武雄君) 六管区制が九管区制になりまして、管区本部の所在地が若干移動を生じました点は、一應諸般の情勢からいたしました本部の分け方が、大体本部の所在地はこれにまういじるまい、まあこういうことになりましたように承知いたしております次第でございます。

次に海のない県を管轄範囲の中に属さしめております理由といたしましては、海上保安庁は一つの船隊を動かします部隊行動的な仕事と、それから一般の海事監督に關する行政も所掌いたしておるわけでございます。例えて申しますれば船舶の海上安全に必要な検査をいたしておる、即ち造船検査や、船体、エンジンの検査をいたして

おるわけであり、ます。かような關係でエンジン工場等が群馬県等にござい、ますとその方もやはり船用エンジンとして検査をいたすわけでござい、ます。かような關係からいたしまして海のない県も所掌範囲に入つて参りますわけであり、ます。

○門屋盛一君 これはいろいろ理由をつけられるけれども、結局現在九つの管区で行われておるのに戻したといふ以外に修正案の理論的な根拠がないのじやないかと思つて、それで九つが適當であつたものならば政府も初めから九つで出すべきであり、まあ關係方面の示唆があつたとしてもそのところは少し法案の出方として信念を欠いておる。それからこの修正案が本間に實際問題として考えた場合には、これはまだ修正が本當じやないのじやないか、本間に海上保安の目的を達する点から行きましたならば、ただ日本地図の上をずつと平均に海岸線だけで割るというやうなこともできないのだし、實際の保安業務、同時に密輸等の多い關係等から行きましたならば、私はこの修正案の第七海上保安管区、原案の第六海上保安管区といふものは二つに分けても、他の管区の一つ分以上の仕事があるといふやうに考えるのであります、この点についても少し具体的に言いますならば門司管区、第七海上保安管区、政府案の第六海上保安管区の仕事とどこが匹敵するくらいな仕事があるか、仕事の量から行き、重要性から行きますならば、やはり第六管区では、これは長崎、佐賀、熊本で一つの管区の仕事がある、外の山口、福岡、大分、宮崎、鹿児島、或いは鹿児島は長崎、佐賀、熊本の区域

に入れても、とにかく九州のあれだけの海岸線、而も最も密輸とかいふものの多い地帯を門司に本部があつて玄海灘を視るということは實際上業務においても支障が多いのでありまして、そういうところを考えますならば、むしろその實際に適合するやうな修正をするならば同じ九つといふものに限定した場合に、名古屋の重要性を説かれましたけれども、これはまあ岐阜県を除きますれば……、三県になつていようですが、實際の海岸線からいいますと、愛知県と三重県だけで保安管区ができおるというやうな点と、それから広島管区のごときはこれによりまして瀬戸内海だけで、非常に小範圍に、而も瀬戸内海の岡山以東のものは、神戸に行くんだから、非常にこれは狭くなつておる。それで警備の關係から言ひまして、むしろこれは六管区にした場合には日本海方面におかれておらないといふことだけが不合理であつて、日本海方面に一つの管区を殖やすといふことなら願けるのですが、それに便乗して瀬戸内海關係で一つ殖やし、又太平洋岸の名古屋に殖やすといふことになる、それは仕事が多ければ人間を多く置けばいいといふやうな簡単な考え方もあるかも知れません。併し海上保安の業務といふものに對しては、その管区の所在地には相當機動性を持つたものを、船なり人員なりを用意する、こういう建前から行きました場合に、管区を殖やしても用事のなところ、用事の少ないところに殖やす、そして最も用事の多い管区がやはり一管区であるために、警備が少くなるというやうなことがあるのじやないか、こういう疑問を持つてのですが、

この点の説明を願いたい。

○政府委員(大久保武雄君) 只今門屋委員の御發言の九州管区の、即ち第七管区の重要性というものは、誠にこれは大きいものがございます。現在海上保安庁の船隊の約半数を九州に配備しておるような状況でありまして、殆んど全力を九州へ傾倒しておると言つても差支ない次第でございます。そこでこれを他の管区に比較いたしますと、相当九州のウェイトは大きいのでございます。それだけに私共の方として、船舶の数からいたしまして、又優秀なる船舶を配備しておる点から申しまして、全区において優なるものであります。そこで九州を又、更に割るか割らんかという点につきましては、いろいろ研究もいたしたし、しましたけれども、あの九州全域をめぐつておりますところの海上における機動的な対象の移動状態からいたしますと、却つてこれは分割しない方が適當ではなからうかという一応の結論に到達いたしておる次第であります。その代りに九州管内の部隊の勢力並びに地方機関を充実強化いたしまして、今後の態勢に備え得ると考えておる次第であります。この点は北海道につきましても九州と比較いたしますと小さいわけでございますけれども、同じことが言えるものと存じておる次第であります。

○門屋盛一君 そこで分つて来ることは、非常に重要なところも機動力を保有するという意味において、管区を分けない方がいいということは今御説明ではつきりして来ましたが、そうしますと、これが例えば名古屋とか広島とかいうふうに太平洋沿岸の本土関係で二

つの管区を殖やすと、その行政機構の頭の方だけが殖えるのであつて、結局実際の活動面に必要となる船舶と海難救助等の人員はその割合に配属が多くないということが想像されます。私はむしろ九州や北海道が一管区で行くものであつたならば、やはり日本海方面に一管区を殖やすというだけで、不必要じゃないか。頭でつかひの動きが取れない、誰かの漫画に描いたようなもののできちゃつて、管区長の活動がでないんじゃないかと思ふ。この点率直にその事務を直接見られておる大久保長官の、右顧左眈しない答弁を願いたい。

○政府委員(大久保武雄君) 海上保安庁の現在の船隊能力からいたしまして、優秀な船を一方面に集中するということになりますと、どうしても他の方面は相當弱体勢力でこれを持つて行かなければならぬわけでありまして、かような關係からいたしまして、九州に相當強力なる部隊を集結いたしており、ます關係上、他の海域は比較的那の勢力が微弱でありまして、非常な広域を行動し得る船舶の配備が未だ整つていないわけでありまして、この点が私が当初に申し上げました現在の段階においてはまだ六管区においては一応無理な点も考えられたと申しますのは、その点でございます。かような点からいたしまして、相當微弱な船艇で沿岸警備をいたしておきながら、非常に広い海域を分担せしめましますことは、若干無理な点も出て参ります關係上、幾分これを小別けにするということも必要になる面が生じて来るわけでございます。

尚又日本海方面を一管区制ということとは、実は私共の方でも研究に上つた方式でございますが、何しろあの非常に長い海岸線を一管区にいたしますと、端から端までの連絡だけでも非常な長時間を要しまして、或る意味において却つて現在の状態におきましては、先程申しました船舶の点、船艇の性能の点、並びに海上保安庁が陸上行政も一面掌つております關係上、相互連絡というものが非常に不便の出て来るような面がおのずから起つて来る次第であります。かような点からございまして、日本海二管区制になりまして、かようなわけであらうかと存する次第でございます。

○政府委員(大久保武雄君) 海上保安庁の強化という点につきましては、海上保安庁は今同定員法におきまして約六百余名の増員をいたしまして、これは全部海上保安庁の現場職員でありまして、海上保安庁は二十五年度におきまして千トン・クラスを主力とした三十三隻の新巡視艇を新造する予定になっておりまして、殆んどこの要員が主力を占めております。よつて大次第でございます。現場の強化につきましましては強力に実施をいたして参りまして遺憾なきを期したいと考えておる次第であります。

○城義臣君 いろいろ慎重な御質疑もあり、又それに關連して純理的な立場から御意見もあつたようでありますが、質疑は一応この程度で打ち切りを願つて討論にお入りをお願いしたいと思います。

○委員長(河井彌八君) ちよつと、委員諸君から御質疑の出ない点をつつ、私から質疑をしたいと思ひますが、海上保安庁の重大なる任務は、沿岸の警備という点と、もう一つ特に大きな問題といたしましては何と言ひますか、海難の救助という問題、その海難の救助の方面につきましまして、これまで輝かしい歴史を持つております日本水難救済会ですか、この機能は殆んど破壊されてしまつたやうな事情です。従来は国で以て相當補助をいたし、援助して参つたのでありますが、これももう昨年は若干の補助はあつたやうであります。すつかりこれはなくなつてしまつた。然るに海難の増加して来る趨勢は近來なか／＼止まらないのであります。従ひましてこの方面について、これが即ち海上保安庁の任務の部門、大きな部門を民間の仕事でやつておるといふ事情である。その民間の有力な機関が正に壊滅せんとしておる状態であるのは、私は国家の現状にとつて非常に憂うべきことであると思ふ。従つて政府はこれに對して今後どういう育成の方法を探るかということ……、私は探らなければならぬことであると考へますが、何故にかやうな状態に瀕して顧みないのかあるかという点も尋ねたいし、そうしてこれを今後どういふうにして有力なるものに育て上げようとするのであるのか、その方法等について一応説明を承つておきたいのであります。

○政府委員(大久保武雄君) 只今委員長から御質疑になりました日本水難救済会の育成の強化の点でございますが、日本水難救済会が、大日本帝國水難救済会時代から非常に永い歴史を持ちまして、日本の海上における人命救助の歴史は、これは永く記念するべきものであらうと考へておる次第であります。海上保安庁が創設せられてからも、日本水難救済会の活動は、非常に困難に遭遇しながら努力をされておるわけでございますが、最近諸般の情勢から非常に苦境に立ち至りましたことも又これ事実でございます。即ち水難救済会は相當数の船舶と人員を擁しまして、海上保安庁の手の届かない面に対しまして、この端浦の小型船舶の遭難に對する救助の手を差し伸べておつた次第でございます。最近のこの經濟界の情勢からいたしまして、船舶の維持という点につきましては、莫大な経費がかかるのでございまして、これは従來寄附金によつて賄つて参つておつたのでありますけれども、最近更に諸般の情勢から寄附金の募集という点も困難を極めるし、一方政府の補助金は終戦まで約三万円近くの補助金を出して参りましたが、終戦後におきまして二十四年度は百万円の補助金を出したのであります。今回は遺憾ながらこの補助金の支出が、法を伴うという点、その他によりまして成立を見なかつたのでございまして、そこで今後この日本水難救済会を育成強化いたしまして、海上における人命救助を強化いたすためには、どういたしても若干の補助金は何とかしてこれは出すことが適當ではなからうかというふうに私は考へておる次第でございます。この点につきまして何らか今後海上保安庁に海上災害の防止、水難救助という面につきまして法制的な面の強化を得る機会を得たいと考へておる次第でございます。尚又海上の人命救助につきましては、國際的にライフ・セ

イヴイング・デイというのがイギリスにおいて創設せられまして、数十年の歴史を闊しておるわけでございますが、日本におきましても昨年以來閣議で決定によりましてライフ・セイウイング・ウィークというのを設定いたしました、七月二十日の海の記念日を中心といたしまして、この人命救助運動を展開することにいたしておる次第であります、このライフ・セイウイング・ウィークを中心といたしまして、今年もいろいろ募金等も強化いたしまして、水難救済会の強化に資したいと考えておる次第でございます。

この機会に海難の状況をちよつと御参考までに申上げておきたいと存じまするが、昭和二十四年に起りました海難は、発生いたしました海難の隻数が

ちでSOSを出しますような、非常な重損に近い損害は二千五百四十三件でございます。このうちの救助率は僅かに五七％でございます、私共はまだまだ今後救助の手を差し伸べなければならぬと考えておる次第でございます。尚又この人命の救助並びに損害につきましては、起りました二十四年一年間の要救助人員八千四百十五人で

ありまして、そのうち救助されましたのは七千六百四十七人でありまして、このうち約三千八百余人を海上保安庁が救助いたしておりまして、人命の損害は七百六十八名に及んでおるわけであります。一年間に八百人に近い人命が失われるということは、これは由々しきことでありまして、これらの人命の救助につきましては極力努力しなければならんと考える次第であります。そこでこの海難の発生はこれを一日に

割つてみますと、二時間おきに一隻の海難を起しておりまして、四時間おきに一隻が SOS を出してありますようなわけでありまして、一日の損害は約一億圓に達しようとしておるわけであります。火災の損害が三十分間おきに一件火を発しまして、その一日の損害が約六千万円と言われておりますのかと比較いたしますと、海上の損害が如く莫大なもの、何にこの物的損害だけでも莫大なものであるかということは分るわけでありまして、海上保安庁といたしましては、その直営部隊を動かしまして、この損害を少なからしめるのは勿論、日本水難救済会を強化いたしまして、この救助に對しましてできるだけ一日も早く万全の措置を講じたい、かように考えておる次第でございます。

○竹下豊次君　その問題に関連しまして…… 補助を切られた事情をちやうつと御説明ございましたけれども、よく理解しかねましたが、もう少しいろいろな事情の詳しいことを伺いたい。若し速記に留めて悪いことでもありましたならば、速記を止めて一向差支なないのであります。

○委員長(河井彌八君)　速記を止め

議院で修正いたしました第十一條第二項の点でありますが、これは先程質疑の際に申上げましたように、次長制度を採つておる以上衆議院の修正が実現することが、海上保安庁の事務の運営上果して妥当であるかどうかについては疑問なきを得ないと存じますので、将来の機会に十分の御検討を頂きたいということが一つと、もう一つは昭和二十年から二十四年にかけて、五千四百箇余りの機雷の処理が行われたと御答弁になつておりましたが、尙多数の機雷が残つておることを承つたのであります。

殊に瀬戸内海には一千箇の危険な機雷が残つておる。これは海上航行の安全を期する上から一日も速かに処理すべきでないかと考えられますので、海上保安庁の航路警戒所の能率を充実にしまして、速かに処理が終るようになす最善の努力を拂われない。こういう希望を付しまして本案に賛成いたします。

○委員長（河井彌八君） 御発言もすでに盡きたものと認めて、本案を採決に付します。本案に賛成の諸君の举手を願います。

〔総員举手〕

多数意見者署名
伊達源一郎 竹下 豐次
三好 始 門屋 盛一
小杉 繁安 城 義臣

○委員長(河井彌八君) 御署名漏れはございませんか……。御署名漏れないと認めます。

○委員長(河井彌八君) 次に経済調査庁法の一部を改正する法律案、これに入ろうと思いますが、時間が参りましたから、これで休憩いたしまして、一時から再開いたしたいと思います、さように願います。これより休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時二十五分開会

○委員長(河井彌八君) これより引續いて内閣委員会を開会いたします。経済調査庁法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。本案につきましては衆議院において修正されておるのでありますから、この修正案につきまして便宜政府から説明を頂きなさい、尙これに対する政府の態度を明らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(奥村重正君) 経済調査庁

であります。このいきさつを簡単に申上げますと、建設委員会の方から修正意見が内閣委員会の方に outcome、いろいろ御質問等がございましてお答えをいたしました。その結果がようやく決まつたわけでございます。建設委員会の方の内閣委員会に修正意見を出されましたときの理由書には、私の記憶では、一つの行政機関が他の行政機関を監査するというふうなことは、原則的には余り適當でないように考えるというふうな御意向がございました。そういう線でこういう但書が付いたものと了解いたしております。尚その外附則の中で「経済調査庁」とありましたのを「中央経済調査庁」と改めるなど、表現上若干の修正がございました。これも同様昨日の本案議において決定になりました。

私共の方といたしましては、特別勅達庁の監査はすでに若干現行法令でなしてなし得る限度において着手をいたしております。大体の見当もついております。余情でございます。更に一年間の余裕がございすれば、相当程度その調査の目的を達するのじやなからうかと、かように考えております。尙年経過いたしました際に、調査が不

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて。城君の御発言もありましたが、大體質問はこれで終了したと認めてよろしくございますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。それでは討論に入ります。御意見のある方は御発表願います。

○三好始君 一、二政府に対して希望を申し上げたいのであります。一つは衆

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。それでは本案は可決すべきものと議決せられたのであります。

つきましては委員長の本会議における報告は委員長にお任せ願いたいと存じますか……

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

尙本案について賛成の諸君の御署名を願います。

法の一部を改正する法律案の政府案におきましては、第一條の次に「第一條の二」といたしまして、「經濟調査庁は、前條に規定する事務の外、特別調査庁及び法令による公団の業務の調査及び経理の監査を行うことができる。」というのに對しまして、衆議院の方で修正意見が出ました。その末尾に「但し、特別調査庁については、一年間を限り行うものとする。」ということに相成りまして、昨日可決されたわけ

分というようなことになりますれば、又お願いいたしまして、いろ／＼審議を願うということで差支ないのではな
いか、かように考えております。その
他附則中の表現の修正ならば結構だと
考えます。

○カニエ邦彦 今日までの委員会上
しての経過ですが、簡単に一つ専門局
からちよつと聴かして頂きたい。

○委員長(河井彌八君) カニエ邦彦君
の御要求がありましたから、大体の経

頃を杉田専門員から説明いたさせます。

○専門員(杉田正三郎君) 只今御要求のありました従来の経過でございますが、これは初めに提案の理由の御説明がありまして、それから実はこれと同時に審議いたしました経済安定本部の機構の改正の方に質問が集中して、その際にこの経済調査庁の機構について触れて御説明のあつた程度でございます。前回にはこの経済調査庁が、只今問題となつてゐる公団などについて、過去において調査せられたその細かい説明があつた程度でございます。それ以上にはこちらで問題になつた点はないのであります。今までのところはそういう程度でございます。この前木村部長から、経済調査庁が調査のために活動せられた点を詳細御説明があつたのが、前回の委員会の審査の程度でございます。この法文についてどうこうという細かい審議は実はなかつたのであります。

せんのでちよつとお尋ねいたします。特別調査庁というのは、これは期限がついて臨時的のものなんでございませうか。

○政府委員(奥村重正君) 特別調査庁自体といたしましては、期限はついておりません。先程の御説明を伺いますという、一つの官庁を他の官庁が、その事務について調査したり、経理の状況を監査するというようなことは面白くないというような意見があるというふうなことであります。その点については、衆議院の方ではそういう御意見であつたかも知れませんが、政府の方ではどういふふうにお考えになつてゐるのでございませうか。

○政府委員(奥村重正君) 只今の一つの行政機関が他の行政機関を監査することが原則的に如何かと思ふ、こういうのは衆議院の建設委員会の修正意見の理由書に書いてあると存じておるのであります。実はその以前に内閣と建設両委員会の合同審査がございまして、同じような意味合での御質問がございまして、私共の方でいたしましては、行政機関が他の行政機関を監査するということは、これは要するに政府内部において、一つの政府機関が他の政府機関をいづゆる自己監査をする、みずから反省の資を求めるために監査するので、これは差支ないと考えるところで、これは差支ないものであります。又今回御審議を願つております調査庁の大筋を申し上げますと、第一條の方で経済法令の運営に関する行政機関等の監査という表現になつております。要するに行政機関を結果的には

監査するわけでございしますが、それぞれの行政機関は概ねその運用の中心となりまゝな経済関係法令を持つておるわけでありまして、そこでその経済関係を執行するという建前から行政機関を置いて、こういうふうな仕組みになつておるのであります。調査庁といたしましては一般的な監査をするという考えではございません。いづゆる経済方面の重要な施策の実施面を見て行く、こういう関係で今のような表現を使つたわけでありまして、結局、結論的に簡単に申し上げますと、重要な経済施策に関する限りは、各行政機関を監査することができ、こういう原則的な建前を取つておるわけであります。ただ公団特に解散の段階に入りまして公団及び特別調査庁は、その運営の中心になりまゝな経済関係法令といふものがあつたわけでありまして、特別調査庁について御説明申し上げますと、これはいろいろ施設をいたしまして、或いは物を買いまして不用なもの売却をする、物を買つたり売つたりするその運営の中心になりまゝな経済関係法令といふものはございせん。そういうことでこの改正案の實現上の技術から、第一條の二という別條を立てまして、公団と特別調査庁のみについてこの改正案を考えたわけでありまして、そういう意味合で私共といたしましては、建前として行政機関の關係したものを一般的に監査し得る、こういうことで今回の法律の改正案ができておりますので、特別調査庁に關します限り、今のような一つの行政機関が他の行政機関を監査するということは如何かと思ふという御意見には、賛成できなかつたのでござい

ます。結局内閣委員会の方でその建設委員会の方の修正意見を受容されまして、如何ような結論でこの但書ができたか判明いたしません。経過はそういうふうになつております。

○竹下豐次君 そうするとその衆議院の修正案については政府の方ではまだ同意を與えておられたというふうな理解していいのですか。

○政府委員(奥村重正君) 先刻申しましたように、経過はさうなことになるのであります。この結論につきましては先刻も申し上げましたように、或る程度特別調査庁の監査につきましては手にかけておりませんし、一年ありますれば大体やれるのじやないか、若干残りますれば、そのときに又お願いするといふ考えで、これで差支ないと考えます。

○竹下豐次君 先の御説明は今の御説明のように承りました。ところが先程奥村さんの御説明はちよつと私食違ひがあつたように思いますので、お尋ねしたのであります。特別調査庁が長く存続する機関である、そして行政機関同士で監査するといふことはそれはよろしくない、その御觀察は正しいと私自身思つております。とすれば現在までのところの一応の業務の調査、經理の監査は行われたとしても長く特別調査庁が存続する限り、やはり續いてなされなければならぬ性質のものであります。その後何が起つて来るかわからないことだらうと思われまゝ。併し何のためにここに一年の制限を付ける案に同意されたか、どうも何の問題が起つておるのだ、それだからこんな監査規定を置いたのだといふことではりませんでしたらば、そのお考え方が通る

かと思ひますが、さうでなくして事柄の性質上、官庁同士で監査するのだといふ考えでこの規定がすでにある以上、長くその規定を存続して置かれるのが当り前のことじやないか。一年で切られるのはちよつとおかしいのじやないか。こういう疑問を持つわけでは

○國務大臣(青木孝義君) 只今奥村次長からお答えした中で、御質問の要点と思ひますが、特別調査庁は永久のものであるかどうかと、こういうことではあります。これは私共の解釈といたしましては、恐らく臨時的なものだといふふうに解釈をいたしておるのであります。それでもよりこれについての年限は附してございせんけれども、その内容なり性質上から考えて見て、私共の解釈としては、これは臨時的なものだといふふうに解釈をいたしておるわけではあります。この点さうなふうな御了解を願ひたいと思ひます。

○竹下豐次君 そうすると先程の御説明をお取消しになりました、今大臣から御説明があつたように理解いたしましたので、それにしても期限が附いていない限り三年置くものか五年置くものか分らない。併し臨時的の性質のものであるといふふうには理解できませんけれども、それにしても又一年といふことになりまゝと、あと残りの二年なり三年なり、五年なりといふものは監査する必要があるといふことはどこから生まれてゐるのか。その点は如何ですか。

○國務大臣(青木孝義君) これは私共も必ずしも一年でいいといふふうにはつきりとして存み込んでおるわけではございせんけれども、併しながら

第一節 内閣委員会會議録第二十八号 昭和二十五年四月三十日 【参議院】

五

私この経済調査庁でこれを一応監査とか、或いはその他経済面で調査するということに基づきまして、これは段々手が届きます範囲の中ではその他のものにも及ぶかも知れませんが、政府自身のその考え方によつて又いろいろと今後共御審議を願わなければならぬということが起つて来ると思いますが、取敢えずこの特別調査庁を調査する、監査するというような建前で参りましたので、その点では今次長からお答えを申し上げておきますように前からいろいろと調査もして参りましたし、従いまして残つておる今の調査方針に基づきまして調査して参ります期間ということになりますと、初めは実は一年というようなことを考えておつたわけではございませんけれども、そういう御意見が出て見ますと、ともかくもまあそれくらいな範囲ならば今のスタッフでやつて参りますればできるであろうということ、その修正案に対しては一応我々も納得をいたしておるわけでございます。併しながら尙又それでは足りないということになれば、更に期間を延ばして頂くというようなことをお願いするかも知れんと思ひますが、まあ只今のところではそれに一応我々も賛成をいたして、了解をしておる次第でございます。

○竹下豊次君 くだいようですけれども、まだ私理解ができないのですが、調査し監査を行うということは、初めからどの項目について何も監査するのだ、どういふ事実が今疑問になつてゐるから、それを調査するのだという建前でこの監査の規定が置かれておるものだとすれば、今の大臣の御説明で筋道は通ると思ひますけれども、それで

なくして監査するのだ、現在起つておることについても監査するし、この後起ることについても監査するのだ、調査するのだという建前だらうと思ひますが、そうだとすると期限を切られるということとは、どうしてもその理窟が通らない。若しも将来監査する必要がある、つまり官庁同士でずつかり信頼していいのだという時期が到達することがあることを希望しますけれど、そういう考えだとすれば、一年というやうな、一年間行つていふやうな書き方にして、何も書かなくて、むしろ逆にその必要がなくなつたときには監査は止めるのだという規定で行かなければならぬので、逆な書き方じゃないか。如何にも初めから調査の事項、監査の事項を仮定しておいて、もうこれは済んだから要らない、一年間くらいで片付くだらうというところは、筋道が通らないのじやないかと思ひますが、もう一遍……

○政府委員(奥村重正君) 私先刻申し上げましたことの少し補足をさして頂きます。只今まで特別調査庁を監査して参りまして、この役所は先刻申し上げましたように物の売り買いをいたしておりますが、その複雑な何はないと思ひますが、ただ御承知のように相当沢山五十五万トングラあつたと思ひますが、解除物件を擁しております。それを如何ように処理いたしますか、或いは又関係方面とも繋がつておる仕事でございますので、その間のいろいろの仕事をして参ります仕組みがあるわけ、まあ第三者としてそういうものをよく研究いたしまして、或いは折衝する面があれば折衝する。或いは御相談に應ずる面があれば御相談すると

いふやうなことを中心の狙いとして今後やつて行かなければならぬ。つまり大体やつて見まして問題の所在が大方分つておるのであります。でこの問題さえ大体片付ければ、あとは本當の會計上の物を買いまして金を支拂つたり、売つて金を取るというふうな仕事になるのじやないかという見当がついておりますので、一年という期限になりまして、少し勉強してやりますればその間に大体何とか結論が出るのじやないか。こういう見当をつけております。

○竹下豊次君 監査の必要が殆んどなくなる、業務の調査も必要が殆んどなくなるという時期には、それを廢めるということとそのときにおやりになればいいことで、一年以上に亘つてはしないのだというところをここに書く必要はちつともないと思ひます。官庁の立場から見ればそうだらうと思ひます。然るにも拘らず衆議院でこういう期限を付せなければならぬという理由はどこにあるのでしようか。その点衆議院の方に説明をお願いするのが当り前かも知れませんが、あなたの方でお分りでしたら御説明をお願いしたい。何故一年という期限を附せなければならぬのか、その理由。

○政府委員(奥村重正君) 先刻申し上げましたようにこの建設委員会の方の修正意見の理由というの、紙に書いたものがございまして、私もそれを読みましたもので、先刻申し上げましたやうなことがその中に書いてございまして、承知いたしておりますが、最後の決りがどういふ理由でございしたか、私共も御質問があつてそれにお答えをしたというふうな経過、これ

又先刻申し上げた通りですが、結論についてははつきり存じ上げません。

○竹下豊次君 私の質問はこの程度で。

○三好始君 私も実はこの点について但書の趣旨がどこにあるのかお伺ひいたしたいと思つておつたところなんです。が、先程来の質疑応答お聞いておりまして、最初から私そういう見当を持つておつたのであります。が、第一條の二の但書は全然無用の規定である。こういう見当がするのであります。特別調査庁が存続する以上はやはり業務の調査なり、経理の監査を行う必要が削減するとは常識上考えられないのであります。若し特別調査庁が一年程度で消滅するであらうというやうなことを予想した上でこういう但書がついてゐるとすれば、これは全然無用の規定でありまして、特別調査庁がなくなれば当然にその業務の調査なり、経理の監査の必要も消滅するわけでありまして、こういう但書の必要はないのであります。そういう但書の必要はないのであります。そういう私の見解に対して、政府はどういうお考えなのかを承わりたいのが一つ。もう一つは衆議院の建設委員会、こういう修正案を主張したという根拠が或いは第一條の二を規定するに當つて、特別調査庁及び法令による公団という名前が出て来た。ところが公団はともかくとして、特別調査庁というやうな行政機関に対して、同じ行政機関である経済調査庁が業務の調査をしたり、経理の監査を行うのは適当じやないかというやうな立場に立つての問を考えたところが、それには第一條において特別調査庁以外の行政機関に

ついてもその行ふ経済法令に関する施策の実施に対する監査その他の権限が及んでゐることに留意しなかつた誤解から来ておられるのではないかと、行政機関相互間において調査をし、監査をするという問題が第一條の二を規定するに當つて初めて生じて来たかのような誤解に基いて但書が生まれているんじゃないかと、そういう見当も一応いたすのであります。が、その辺の事情に対する政府の考え方をも併せて承わりたいと思ひます。

○国務大臣(青木孝義君) これはお説のやうな公団の方の御質問はどうもそういう点があつたんじゃないかということは何か、これは人の名前を申し上げませんが、こういうものが何と何か憲法違反じやないかと何と何とつたやうなことを最初言つたんで、ところがいろいろ研究してみると必ずしもそうじやない、別に憲法違反でも何でもないのであるやうなことがなつたんで、その経過からここへひよつこり特別調査庁というものが出てゐるというので、今おつしやるやうな誤解もその中へ入つてまして、そういう御意見が出たものであります。が、私としてははつきり直接に聞いておりませんから、その点確言を申し上げるということにはなりません。が、そういうふうにも聞いてゐるのではありません。それからこれは私共考えまして、最初は別に一年というところは政府としては考えなかつたのであります。が、そういうふうになつて見ますと、それではどれくらい期間がかかるだらうかというのを考えて見ますと、まあ全然今まで手を着けていなかったわけではないので、それくらい

な期間で大体できるだろうというふうなこと、まあいけば妥協したというふうな率直に申せば形になつておるのではありませんが、これは妥協と申上げた言葉が適当であるかどうか分りませんが、向うの修正をされた方の御意思も尊重いたしまして、それでそのくらいな範囲でともかくも我々の目的とする調査は一応達成されるだろうというふうなこと、どういふことに相成つた次第でございます。

○三好始君 衆議院側の誤解に基くのではないかと考へる方と妥協して但書を付けることに御賛成になつたとするならば、それは政府の態度は極めて自信のない態度であつて遺憾に思ふのであります。竹下委員から御発言がありましたように、特別調査庁が仮に三年、四年というふうに継続するものと仮定すれば、一年の間に今予定している特別調査庁に対する任務は終るだろうから、こういう規定も無意味でないというのだつたならば私達は経済調査庁の任務について了解しかねる問題が起つて来るのであります。これは竹下委員の御質疑と重複するようにもなりますから詳しくは申しませんが、いづれにしても一年間ということは何ら根拠のない規定でありまして、この但書は私といたしましては意味のない無用の規定であるという結論に到達せざるを得ないのであります。これ以上のごときは幾ら繰返しても同じことになりまして中止いたしておきます。

○委員長(河井彌八君) 速記を止めます。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

○三好始君 長官の発言がありましたから、もう一度念のために申上げておきますが、一年間を限るといふ期限の付けられたことが問題なのは、こういう規定が無意味であつて、何ら理論的な根拠がない、そういう点が問題なのであります。こういう但書が付いておつても、実際問題としては一年の期限が来てもそのときの必要に応じて期限を延長すれば何ら弊害がないではないかというところはちよつと性質の違ふ問題なものであります。成る程期限が来ればそれを延長することによつて實際上の弊害はないかも分りませんけれども、意味のない規定を、解釈上了解に苦しむような規定を法律の形で、国家意思として制定することが適當かどうか、こういう問題なものであります。それは法律を成立させる期間が非常に切迫した間にやらなければいけないので、十分な検討を加えないでとにかく實際上の事務の処理の上からはあとで調整する途もあるからこのままにして置かうということでは筋が通らないのじやないかと思ひます。理論的に無意味な規定だつたならば、これは最初から削除すべきである、こういうふうに私は感ずるのであります。長官が来られておりますから、衆議院の修正とは別な政府原案に關して一言お伺ひして置きたいと思ふのであります。経済調査庁の性格は今度の改正案によつて従来とやや異なつて来るわけでありまして、即ち経済調査庁が経済統制の円滑なる実施を目的として来たのが、改正案によりまして、経済法令の円滑なる運営の確保というふうに変つて参ります。これは経済統制と言へば必ずしも一時

的のものとは限りませんが、常識的には暫定的なものとして一般に考へられております。それが経済法令の円滑なる運営の確保ということに變つて来ることは、経済統制の存続する期間とは直接の関係なく、経済法令の円滑なる運営を確保するために経済調査庁は活動しなければいけないということ、いわば経済調査庁が一時的、暫定的な性質を持つた機関からやや恒久性を持つ機関に性格が變つて来るのではなからうか。こういう印象を受けるのであります。この問題に対する長官の御意見、経済調査庁が、経済統制が一応廃止された後においても活動しなければならぬような事態が予想されるかどうか、こういうことについての御意見を承つて置きたいのであります。

○國務大臣(青木孝義君) 御質問誠に御尤もだと存じます。御承知の通り政府は昨年以來統制経済から自由経済へという目標で段々統制が緩和し、撤廃されて参りましたことは御承知の通りであります。そういったと現在のところでは御承知の通り統制下に於けるものもございまして、統制を解除し、緩和したものの数が非常に殖えて参りました。その経過からいへば影響があるものでございまして、経済調査庁のやうなこういう全国的に或る一つの組織を持つて、現在性格的に大分變つて来たのじやないかと言われるやうな意味が勿論含まれておると私は思ふのであります。というのは経済法令を完全に施行して行くといふことのために、殊に統制経済から自由経済という方向に参ります移行過程におきまして、最もこの経済調査庁の行なつて参

りますような事柄は必要だと、特に又必要を認めましてこういうふうな設置法の改正と、それから経済調査庁法の一部の改正といふことに相成つておりますことは大体におきましてお言葉の通りでございます。従いましてこの経済調査庁が、従来は、臨時的なものであるとか、或いは統制がある限りにおいて存在するものであるといふような觀念から大分變つて来たといふことは私共も考へておるのであります。こういう意味におきまして多少性格的に變つて来たといふことも言ひ得られると私も思ふのであります。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記を止めて。

午後二時六分速記中止

午後二時二十九分速記開始

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

○委員(河井彌八君) 速記を始めて。経済調査庁法の一部を改正する法律案につきましては本日はこの程度に止めます。

○委員長(河井彌八君) それでは大蔵省設置法の一部を改正する法律案について審議を進めます。委員諸君においで質疑がありますればこの際お願いいたします。

尚、ちよつと申上げておきますが、増田官房長官が、衆議院との關係において時間が極めて苦しいようでありまして、直に戻つて来ました場合には、国土総合開発法案の説明をちよつと挟んでそれに移りたいと思ひます。御承知願つておきたいと思ひます。

○三好始君 第三十三條の二に規定しております国稅庁監察官に對してお尋ねいたします。國稅庁監察官は、規

定を見ますということ、司法警察官に代る職務を行うようであります。そういう特殊の任務を持つてゐる國稅庁監察官をどういふふうな任用される予定になつておるのか、この点を伺ひたいのであります。第三十三條の二の第二項によりまして、「國稅庁監察官は、國稅庁の職員のうちから、國稅庁長官が命ずる」といふことになつておりますが、その任務の特殊性から考へまして、任用を如何にされる予定なのか、その点を伺ひたいのであります。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。実は昨年六月一日に國稅庁が新しく設置されましたのであります。國稅庁監察官は、現に國稅庁の創設以來今日まで、任命を見て活動いたしておるわけでありまして、この度、新しく大蔵省設置法の一部を改正いたしまして、司法警察職員の職務の一部を行うことに相成るのであります。が、実は率直に申しますと、従来も監察官といふものは活動いたしておるわけでありまして、従いまして今回の改正によりまして、監察官の職務の重大性が一層加わるわけでございます。私共といたしましては、従来もこの國稅庁監察官は、全國國稅關係職員六万余人の中から、平素の勤務の状況、又素行の状況、人格その他部内におきまして識見等の点から見まして最も適任者を選ばれておるのを、今後におきましてはこの法律によりまして、一層重要な職務を果すことに相成ります關係もございまして、この部内職員の中職責を全うするのに最も適切な者を厳選いたしまして、國稅庁長官においてこれを任命いたしたい、かよう

に考へております。

○三好始君 国税庁監察官は、第三十三條の三の一項に掲げる犯罪に関する捜査等を行うわけでありますが、そういう特殊の任務を持った監察官を任命するに当つて、先程お話にありましたような留意をされた上で任命されていることは、一応了承できるわけでありますが、任務の特殊性に鑑みまして、任用以後特別な教育なり訓練を施しているのかどうか、その辺の事情について承りたいのであります。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。三好委員の御質問に適切な点を御指摘になったのであります。実は終戦後の経済安定施策の上におきまして、徴税の確保ということが非常に重要性を持つております。これを円滑に遂行いたして参ります上におきまして、税務に従事する職員の素質の向上ということが最も重要な事柄と存じまして、昨年六月国税庁創設以来部内職員一般につきまして、教育訓練を画期的に強化いたしておるわけでありまして、そのために税務講習所という機構を作りまして、これを遂行しておるわけでありまして、国税庁監察官につきましてもこれら一般教養訓練の外に特に先程申しましたような意味におきまして徳性の涵養という方面につきましても日頃非常に配慮をいたしまして、本庁直屬にこれを常に招集いたしました、しばしば訓練もいたしております。又今回新しく所要警察職員の職務を行うことになりましたが、おのづから専門的な知識ということも必要になつて参りますので、今後におきましては、さような専門的な問題につきましても、常に精通いたしますよう

に訓練をして参りたい、かように存じております。

○委員長(河井彌八君) この際お語りいたしますが、先に申述べて置きました通り、官房長官が見えまして、この際国土総合開発法案の提出の理由等につきまして説明を求めたいと存じますが御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは増田官房長官。

○国務大臣(増田甲子七君) 国土総合開発法案の提案理由及びその内容の概略を御説明いたします。

御知承の通り、我が国はその半ばに近しい国土と膨大な資源を失うことになつたのであります。この狭隘な国土と乏しい資源によつて、現在八千万を超え且つ年々百数十万ずつ増加する人口を擁し、その生活の維持向上を図ることは、我が国にとつて最も重要且つ困難な課題となつてゐるのであります。このような見地から、戦後の荒廢した国土の保全を図り、又国土及び資源の積極的、合理的且つ効率的な開発利用を期することは、これによつて人口収容力の増大、産業発展の基盤の育成及び地方振興を図ることと併せて、現下極めて緊要なる要請であります。併しながらそのためには、広汎な角度から詳細に検討を加えた総合的な所謂国土総合開発計画を樹立することが、特にこの種の事業のため欠くべからざる必要事と考へられるのであります。もとより従来におきましても、経済安定本部や建設省或いはその他の各省においてそれらの見地から国土計画の立案に努力して参つたのであります

が、何分にも問題があらゆる部門に亘り内容が複雑多岐でありますために、国土計画の名に値する真に総合的な立案は遺憾ながら未だできていない実情にあります。

政府は先に閣議決定により内閣に総合国土開発審議会を設置し、ここで総合開発計画について種々調査審議を願つて参つたのであります。この審議会の答申に基き内閣において検討の結果、ここに国土総合開発法案を提出する運びとなつた次第であります。

以下法案の概要につき説明いたします。

先ずこの法律の目的とするところは、第一條に掲げておりますように、国土の自然的條件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、併せて社会福祉の向上に資することにあるのであります。その目的に沿うべき国土総合開発計画は、申すまでもなく天然資源の利用、災害の防除、産業の適正な立地等の外経済、文化、厚生、観光等の各部門に亘る極めて広汎多岐な内容を持つものであります。従いましてこれを総合して適正且つ効率的な計画の立案と言ふことになりまして、現在の各省部門に跨る立案の調整につき特に慎重な配慮と長期の見通しとを必要とする次第であります。本法案におきまして特にそのために必要な審議機関として総理府に国土総合開発審議会を設けるといたしましたのも、当審議会をしてその任當らしめんとするためであります。審議会の組織も又そのための識見者を中心として長期の任務に適するごとく配

慮いたしたつもりであります。なお本審議会の事務の運営は経済安定本部をして當らしめる考へであります。

次に本法案においては、立案を予定しております開発計画として、国が全国の区域について作成する全国総合開発計画、都府県がその区域について作成する都府県総合開発計画、都府県が二以上の都府県の区域についてその協議によつて作成する地方総合開発計画及び都府県が内閣総理大臣の指定する区域について作成する特定地域総合開発計画の四つを掲げて居ります。本来本法案においては、国土総合開発計画は成るべくそれらの地域において地方公共団体を中心とする自主的、積極的な開発計画の立案に期待し、これを中央における審議会において総合調整することを骨子としておるのであります。その趣旨に基いて都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画の三つの計画につき、その立案者たる都府県がそれら都府県総合開発審議会又地方総合開発審議会の調査審議を経て立案し、これを中央に持込む諸般の手續につき詳細規定いたしております。もとよりこれらは、原則として都府県の自主的な提案に待つべきものとしてこれを強制するものではありませんが、ただ特定地域総合開発計画についてはやや趣を異にしてあります。即ち従来においても政府は、特別の建設若くは整備を要する地域を特定地域としてその開発計画の整備と推進に努めて参つたのであります。この法案においても、内閣総理大臣は関係都府県の同意に基き、更に国土総合開発審議会の議を経て右のごとき特定地域を指定してその開発計画の

推進を図ると共に他面これに対し国の負担金、補助金等に関する特例を設けることとしたてております。

最後に、先に御審議をお願いしました北海道開発法との関係であります。この法案では北海道開発庁によつて作成される計画と本法案による国土総合開発計画との調整は、内閣総理大臣が北海道開発庁長官及び国土総合開発審議会の意見を聞いて行うこととし、その運用に遺憾なきを期したい所存であります。

以上提案の理由と法案の骨子を御説明申し上げたのでございますが、この法案の重要性を御明察の上速かなる御審議と御賛成をお願いする次第であります。

○委員長(河井彌八君) 国土総合開発法案につきましては只今の官房長官の説明を聞いた程度に止めておきまして、更に大蔵省設置法の一部改正案についての審議に入ります。

○三好始君 三十三條の四に国税庁協議団を規定しておりますが、その協議団の行う事務なり組織はともかくといたしまして、協議団という名称そのものがどうしてこういう名称になつたかがお尋ねしたい。国家行政組織法第八條によりますと、各行政機関には法律の定めるところ所掌事務の範囲内、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、審議会又は協議会及び試験所、研究所、文教施設、医務施設その他の機関を置くことができ。こういうことになつておきましてその他の機関というふうな最後に掲げておりますので、何を置いても一応いような建前になつておりますけれど

も、相当事務の内容が單なる諮問機關
的のものとは異なつてゐる。いわゆる
この規定において国税庁協議団、どう
してこういう協議団という名前にした
のか、もう少し一般の行政機關に通常
使われてゐるような表現の仕方をされ
なかつたのか、何だか直訳的な感じが
ない印象を受けるのであります。一応
の御説明を頂きたいと思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) 只今三好
委員から協議団という名称が誠に直訳
的で従来の行使機構の觀念から何と申
しましませうか、いわば親しみも薄
い表現であるといふふうな御質問で
ございますが、私共も実はこの名称をつ
けるにつぎましては非常に苦心をいた
しましたのでございませうが、結局このよ
うな名前になりました。つきましては
その経緯を簡単に申上げて御了解を頂
きたいと思ひます。御承知の
ように先程も申しました徴税の問題が
非常に重要になつて参りました、この
国会の前の国会或いはその前におきま
しても、何か税務の運営を民主的に又
いけば納税者の納得の行くような方法
によつてやるには、何か従来いふゆる
申告納税制度前におきまして、我が国
に行われまして所得調査委員会といふ
ような一種の納税者の代表からなりま
すところの団体、或いは機關を置くべ
きではないかといふふうな御意見が国
会におきましても相当有力に唱えられ
たように記憶いたしておるのでありま
す。その後政府におきまして昨夏ア
メリカからおいでになりましたシャウ
ブ税制調査団の御調査に際しまして、
国内におきましてさうな有力な御意
見もあるといふようなことも率直に申
上げたのであります。これはすでに委

員各位におかれましては、シャウブ調
査団の報告において御承知の通りであ
らうかと思ひます。然るとこ
ろ種々さうないわゆる民主的な納税
者の団体、或いは代表からなるところ
の機關を置くことにつきまして、その
利害得失について調査団としても各方
面から検討せられました結果、さうな
機關を置くことは今日の申告納税制
度を育成強化して行く上から言つて不
適當であるという結論に到達されまし
て、結局特別の税務官吏の中から特に
異議処理のために適當ないわば協議官
といふものを選び出して、その協
議官が一人ではなくて、二人以上の協
議によつて異議の処理をして参る。か
ような構想が勧告されたのでござい
ます。この勧告に對しまして政府にお
きましては、これを我が国の従来の慣
例その他民情をも加味いたしまして、
検討を加へました結果、殊に今回の税
制改正を機会に各省税局及び中央国
税庁に数名の協議官からなりましてこ
の異議処理機關を置くということが、
先程申しました勧告の趣旨にも沿いま
するし、他而我が国の従来からの異議
の処理に對するやり方を慎重にいたし
まして、納税者の御納得を得る上にお
きましてさうなやり方が適當では
ないか、かような結論に到達いたしま
して、先ず数名の協議官を置くという
構想から先に自主的に決められたの
でございませう。そこでその数名の協
議官からなるところの異議処理機關に如
何なる名称を付するかということは、
先程申しましたように、種々検討を加
へたのであります。行政組織法におき
ましての考え方は、只今三好委員御指
摘の通りでありまして、我々も何とか

従来の行政組織法のカテゴリーに嵌ま
るような名前がないものかといふこと
で、種々相談もいたしたのでございま
すが、どうもしつくりと嵌まるよう
な協議団といふことにいたしました
と、純然たる諮問機關のような色彩が
非常に強く出て参るのであります。然
るところ先程申しました機能を果すと
いふような意味におきまして、これは
協議会といふような名前ではどうも実
質をよく表現しないのではないかと
いふようなところから、いろいろ苦心を
いたしまして、ここに提案いたしまし
たような協議団、誠に練れていないか
も存じませんが、かような名前をつけ
ることになつたのであります。が、そ
の實質は只今申しましたように、大体
目下の構想では三人程度の協議官が協
議をいたしましてその協議の結果によ
つて異議の処理に對する採決をいた
す。かような機能をいたすものと相成
るのであります。従いまして従来の各
省庁、或いは会といふふうな名前と多
少違ふのでございませうが、さういふ意
味におきまして種々検討した結果一応
協議団といふことに落付いております
ので、その経過を申上げて御了
承を頂きたいと存じておる次第であ
ります。

○三好始君 名称に關連して国税庁協
議団の組織に觸れた御答弁があつたわ
けであります。只今御説明の協議団
の性格は、いわば合議制の機關と了解
していいわけでありませうか。
○政府委員(正示啓次郎君) お答えい
たします。協議団はその協議官の協議
によりまして、一応異議の処理に對す
る意見を決定したものであります。が、
これはいわば一つの獨立した行政機關
ではないのでございませう。一般に合議
制の行政機關と申しますと、例えば証
券取引委員会でございますとか、い
わゆる委員会組織がその典型的なもの
であるのであります。が、この協議団
は実はこの協議団において協議決定し
たところによりまして、国税局長なり
国税庁長官なりが、行政官庁として納
税者に對し処分をいたす、かようなこ
とになつております。非常にその性格
が従来の考え方から見ますと違ふので
ございませうが、單なる諮問機關でもな
く、又行政機關として決定したもので
もない。いわばその中間的な性格を
持ちまして、この協議団におきまして
決定したところによりまして、国税局
長なり国税庁長官が決定する、かよう
な運営の仕方になつたといふと考えてお
る次第でございませう。

○三好始君 そういたしますと、形式
的には国税庁又は国税局長が決定す
るのだけれども、その決定は協議団の
協議した結論を動かさないでそのまま
決定するといふふうに了解していいの
ですか。
○政府委員(正示啓次郎君) 運営上さ
うに持つて参りたいと考えておりま
す。但しそのことは法律によつてさ
うに定められておるものではございま
せんで、一応運営上さうに持つて行き
たいと考えております。
○三好始君 そういたしますと、協議
団の協議が、それらの協議官の間で
意見を異にしてまとまらない場合、こ
れは多数決によつても決めるようにな
るのですか。
○政府委員(正示啓次郎君) 実はこの
問題については只今部内におきまして
検討いたしておりますが、大体さう
な構想によりまして、過半数の意見
によつて決定する。尙意見が三つに分
れたような場合におきましては納税者の
利益になる意見によつて決定する、か
ような大体的構想を持つてゐるわけ
であります。これは実は私共の部内に
おいて只今研究の段階でございませ
う。将来この法律が御議決になりまし
て公布になりました以上におきまし
て、その施行は政令によりましては
つきりと決定をいたしたい。大体的構
想は只今のうちに考えております。
○竹下豐次君 今の三好委員の質問に
關連してちよつとお尋ねいたします。
第三十三條の四の三に、「国税庁協議
団の所掌事務の細目及び組織は、政令
で定める。」といふことになつており
ますが、これは事務の細目と組織で
すが、権限といふようなことは何で決
めることになつたか。先程の御説明に
よると、運営でうまくやつて行くとい
ふようなことですが、権限を決めな
いのでそんなに勝手にできるもので
すか。
○政府委員(正示啓次郎君) 権限につ
きましては、この第三十三條の四の二項
に、「国税庁協議団は、国税庁長官に
對する内国税に關する審査の請求につ
いて、所得税法その他の法律に規定す
る協議を行う機關とする。」という
ふうに明記してございませう。この所得
税法なりその他の各税法によりまして
規定をいたすことになつております。
従いまして権限は法律によつて、各税
法によりまして明確に規定されてお
るわけでありませう。
○竹下豐次君 その点は分りますが、
長官を拘束する力とかいふようなのは
これじやありませんか。協議団で

決まつたことをそのまま長官がやるのだという御説明でしたけれども、拘束する力はずきり與えないでいいのですか。それをお尋ねしたいのです。

○政府委員(正示啓次郎君) その点が先程実はお答え申し上げましたような運営の方式であるわけでございますが、税法の権限の範囲内におきまして協議をさせまして、その結果によつて国税局長なり国税庁長官が決定する。即ち政令によりまして行政機関を大体拘束するような運営に持つて行くつもりであります。

○竹下豐次君 そうすると国税庁長官に対して、或いは総理大臣からなり、大蔵大臣からですか、協議団の決定についてはそれをそのまま尊重しろというふうな御命令でも指令でも出て、それによつて行動されるこういうことになるのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 対納税者の関係につきましては先程申しました各税法によりまして異議の申請がございました場合には、国税局長なり国税庁長官は協議団の議にかけなければならぬ。こういう拘束を受けておるわけでございます。その議にかけましたものによつて結局決定権は局長なり長官が持つておるわけでございまして、その協議団の決定通り決定をして行くという運営をいたすわけでありまして、これは運営の仕方如何によりますれば協議団の決定を無視して決定するといふふうなことも可能でございますが、さうにはいたさないような運営の仕方にしたいたさるに考えております。

○竹下豐次君 そうすると大蔵大臣なりから長官あたりに指令される。それ

で取扱が統一されるということになるわけですね。そうでないとまち／＼になるじやないか、団の言うことを聞かないで、俺の権限だからこうしようとするときに何かはつきりした点がないという、まち／＼になりはしないかという氣遣いがあります。頭張る長官だつたら……

○政府委員(正示啓次郎君) これは政令によりましてはつきり決まります。そのやり方につきましてはここにございまして「細目及び組織は、政令で定める。」ということになつております。

○竹下豐次君 「事務の細目」という中に入りますか、権限のことも……組織じやありませんか。「事務の細目及び組織は、政令で定める。」ということ、今お尋ねしておるような問題について政令で定めるといふ規定はこの條文をそのままに読んでもちよつと伺えないのですか。事務の細目でもない、組織でもない。

○政府委員(正示啓次郎君) 一応所得税法の規定から御説明申し上げた方が早いと存じます。今回改正になりました所得税法第四十九條にこういう規定がございまして、国税庁長官又は国税局長は要するに異議の処理をする場合におきましては、「国税庁又は国税局に所屬する協議団の協議を経なければならぬ。」という規定があるのでございまして、それでこの「協議を経なければならぬ。」というところは法律によつてはつきりいたしておるのでございまして、その協議の結果をどうするかということまで法律は規定しておりません。ために、これを協議団制度に関する政令というものを設けまして規定いたします。

そこで先程三好委員の御質問になりましたような議決の方法等につきまして政令で決めるわけでございます。そして、協議団の一応の構想を申し上げますと、協議団の協議決定したところによりまして局長なり長官が決定するといふことを政令によつてはつきり規定いたすわけでありまして、政令はそれを出しますと勿論政府機関、各機関が拘束されるわけでございまして、先程御指摘になりましたように局長なり局長なりの勝手な処分ということには許されず、こういうふうなことにして行くわけでございます。

○竹下豐次君 この三十三條の四の三によりまして「事務の細目及び組織は、政令で定める。」ということになつておられますが、この細目ということにも当らないようだし、組織でもないのだ。これ以外のことを政令で決める。今の団の決定によつて長官が拘束されるという事柄は、事務の細目でもない、組織でもない。併しここに書いてあるのは、政令で定められるものは事務の細目と組織だけであつて、拘束するか否か、政令で定めるといふ規定は、ここにはないのではないのか。それは何で拘束するのだ。それは行政措置でこういうことに運営すると言いますけれども、運営するにしても何か根拠がなくてはまち／＼になつて行く、頭張る長官などがあつたら困りはしないか、こういうことなんですか。

○政府委員(森永貞一郎君) ちよつと補足的に申し上げますが、所得税法によりまして協議団の協議を経なければならぬということだけでは国税庁長官を拘束しないことになるわけでございます。従つて別に何らか

そういう基準みたいなものが要るのではないかという御質問の点でございますが、大体国税庁協議団の細目及び組織では恐らく入らないだらうと思ひます。結局運用の問題といたしまして国税庁長官が協議団を運用される場合に、協議団の意見に従つて決定して行くといふように訓令なり何なりで運用して行かれる、そういう問題になるかと存じます。

○竹下豐次君 それで大蔵大臣でも指令ですか、訓令でもお出しになるのかというのをさつきお尋ねしたわけですが、何か基準がないと困るということをお尋ねしたわけでありまして、今官房長からお話のように所得税法の規定だけでは拘束する力はないだらうと思ふので、訓令でもお出しになるということでありましたらそれでよろしいのでございまして。それから實際そういう規定になつておつて運用しておられる先例があるのでしょうか。今日まで長官を拘束するといふようなことは、長官の役所あたりでもそういう先例はありませんか。今あなたの方の立案されておる條文の形で事實運営をうまくやつておる先例があらうかと思ふのです。

○政府委員(森永貞一郎君) 諮問機関でございますならば法律的には成程拘束しないのでございまして、併し現在でございますと沢山の諮問機関の場合には、大体その意見を尊重いたしまして、その通りに運用いたしておりますのが大部分の実例だと思ひます。但し今度の協議団の場合のように非常に具體的な問題ということになりますと、必ずしもこれにびつたり来るような例はさう多くはないかと思ひます。

○三好始君 これは質疑じゃなくて、ちよつと今専門員と打合せておつて聞き漏らしたか分りませんが、国税庁協議団の性格と比較的よく似ておるもので、竹下委員のお尋ねになつた点に多少関連はあると思ひますので、私は思ひ出して申上げるのですが、文部省に教育検定試験審議会というのがあります、この審議会は教員の検定に關してやはり實質的決定をするわけですが、形式的には文部大臣が決定するやうになつておる、こういう点は非常に似ておるのであります。そういう先例はあるわけですか。この国税庁協議団と国税局協議団の規定の仕方についての相違があるという点で一応お尋ねしたいと思ふのですが、第三十三條の四の国税庁協議団を規定したところでは第二項に「所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)」という規定の仕方が行われております。ところが国税局協議団を規定した第三十八條の第二項では、他の表現は全く同じであります。ただ所得税法の中に何ら制定された年と法律のナンバーが入つておらないのです。なぜこういう規定の上の相違が起つて来たのか、特別に根拠があるのか。或いは別に根拠がないのか、その点を伺ひたいのであります。根拠がないとすれば、規定のこういう不統一は恐らく調整して、統一して置く方が合理的ではないかと思ひますが、一応伺ひたいと思ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) 所得税法を初めて引用いたしました第三十三條の四では、正確に法律の番号を記載いたしましたわけですが、後で出て参りましたところでは、その都度引用する

のも如何かと思ひますので、それを省略いたしました。そういった便宜の問題でございます。

○三好始君 これは他の場合について調べておらないので何とも言えないのでありますが、普通一つの法律、或いは法律案について、他の法律を引用する場合に、最初出て来たところへだけ法律の制定年次なり、ナンバーを附して、同一法律が次に出て来る場合は、それを省略するような例になつておるのです。

○政府委員(森永貞一郎君) 私の承知いたしますところでは、さような前例になつてゐると思ひます。

○城藤臣君 簡単なことですが、一つ伺つておきたいと思ひます。提案理由の説明の、頂きましたこの刷物の第三の理由に、地方における財務行政の円滑な遂行を図るため、財務部を財務局と改称する云々と書いてありますが、これは文字通り素直にこれを受取るべきかも知れないが、部を局と改称しなければならぬという積極的な理由何かあるのですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 昨年六月の行政機構改革で、従来の財務局が国税局と財務部の二つに分れたわけでございますが、財務部と申しますのは、御承知のように税関を除きました大蔵省証券行政の地方機関でございます。数府県下を総括いたしておるわけでございます。まあその意味で部という名称はどうか非常に不適切でございます。例え国税局の従来の沿革もございまして、国税局の一部と間違われたい何かするといふようなことが非常に頻繁でございます。行政上非常な支障を来たしておつ

たのでございます。又財務部の仕事は、只今も申上げましたような内容の仕事でございますので、非常に重要な内容を含んでおる。人員なり或いはわゆる格から申しまして、他の官庁における局と丁度匹敵する、乃至はそれ以上の大きな官庁でございますので、かかる実態を考慮いたしまして、この際財務部と財務局と改称するといふことにいたしましたような次第でございます。

○城藤臣君 多分あれは第五国会だつたと思ひますが、じやその当時なぜ局となさらないで部となさつたのか、その後実態が變つていないとすれば、業務内容も何もそのとき以來變つていない筈です。してみれば、今になつてそれをわざ／＼局にするといふのは、當時の提案の仕方がおかしかつたといふようなふうに取りれるのですが、その通りなんですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 當時の政府部内における認識の点もございまして、たゞしに財務部といふことで満足いたしました後に、又只今申上げましたように財務部といふことで満足いたしました後におけるい／＼な混乱といふこともございすわけでございます。特にこの際財務部を財務局とお改めを願ひたいといふことになつておるわけでございます。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕
○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。
本案については大体御質疑も終了したと認められますから、討論に入らうと思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。ついでには御意見のおありの方は御発言を願ひます。
別に御発言がないと認めますから採決をいたします。本案に同意の諸君の挙手を願ひます。

〔総員挙手〕
○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。つきましては本案は可決すべきものと議決せられました。

委員長の報告は、委員長にお任せを願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。

尙賛成の諸君の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
伊達源一郎 竹下 豊次
三好 始 門屋 盛一
小杉 繁安 城 義臣

○委員長(河井彌八君) これより行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、これを議題として審議に入ります。……今本多長官が衆議院の本案に平衡交付金の問題で出るそうですが、それが済めば来るということですから、二十分ぐらい休憩しましょうか。……じやとかく四時まで休憩いたします。

午後三時三十八分休憩
午後三時四十四分開会

○委員長(河井彌八君) 本多國務大臣の都合がございましたので、只今から引續いて委員会を開きます。

る法律案、これを議題といたしまして御質疑を願ひます。

○三好始君 この前次長より提案の理由の御説明がありました。極めて簡単な御説明に止まつておりますので、この際本多國務大臣より今回の改正法案成立の事情なりその方針等につきまして、政府の採つた態度等を先づ伺つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 今回提案いたしております定員法の改正案は、御承知のごとく昨年来経済統制の緩和撤廃等のため相当これに対応する事務の減少が考えられますので、その対応する部分の定員の縮減を行なつた次第でございます。更に一面又増員を要する面が事務の実情、或いは電気通信省におきましては、電話交換局等の落成に伴ひましての増加、又国立療養所の竣工に伴ひましての要員の増、或いは学校の進級、或いは地方より委管せられたため定員の増加、又水産大学等を農林省から委管されましたための変動、さような点を主としておるのであります。今回は特に昨年度のような一般的な行政整理を企図したものでないのをごさいます。更に、真に縮減できるものを縮減し、更に止むを得ざる増員を認めるという趣旨で立案したものでございます。この定員法の改正によりまして、そういう趣旨ではございますけれども、相当数のやはり実員との相違を来たす面がございますので、その面においては実員の整理も必要とする場合を生じて来るのでございます。御承知の通り現在のごとく行政機関全部では約二万五千の欠員がございす。これらの欠員について各都府県ごとに今回の減少いたしますところ

の定員と比較勘案いたして見ますと、この定員法における昨年度との差異は僅かに一千九百六十五名の減でございますけれども、配置転換等が全面的にはできない事情がございすために、各都府県ごとの実員の超過するものは四千四百くらいになる見込でございます。一方新規に定員の増加するものが一万一千くらいに上るものと考えられるのでございまして、今回の措置は只今申上げましたような趣旨からいたすのでございす。これに關連いたしまして退職手当の問題につきましても、実はこの法案には載つておりませんが、これも、別途法律を制定いたしまして、昨年度の行政整理の場合適用したいと考へております。又今回の行政整理にはこの経済統制事務の縮減という面が主とされておりますために、それ／＼その整理される者もこの範囲が主として対象になることは存じますが、これに對しまする審査の請求権等につきましてはやはり相當数に上ることもございすので、昨年の定員法の附則通りにその配慮をいたしておる次第でございます。誠に簡単でございますが、一応今回の骨子として考へておりますところを申し上げます。

○三好始君 只今の御説明によりまして、今回の定員法の改正はいわゆる行政整理をするという面から申しますと、経済統制の撤廃に對する整理である、こういうことであります。が、経済統制の撤廃といふことはすでに事實上撤廃されたものを指すのであります。それとも将来撤廃が予想されるものをも考慮に入れて今回の整理を考えたものでありますか、その辺

- 利用に関する事項
- 二 水害、風害その他の災害の防除に関する事項
 - 三 都市及び農村の規模及び配置の調整に関する事項
 - 四 産業の適正な立地に関する事項
 - 五 電力、運輸、通信その他の重要な公共施設の規模及び配置並びに文化、厚生及び観光に関する資源の保護、施設の規模及び配置に関する事項
 - 2 前項の国土総合開発計画（以下「総合開発計画」という。）は、全国総合開発計画、都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画とする。
 - 3 全国総合開発計画とは、国が全国の区域について作成する総合開発計画をいう。
 - 4 都府県総合開発計画とは、都府県がその区域について作成する総合開発計画をいう。
 - 5 地方総合開発計画とは、都府県が二以上の都府県の区域についてその協議によつて作成する総合開発計画をいう。
 - 6 特定地域総合開発計画とは、都府県が内閣総理大臣の指定する区域（以下「特定地域」という。）について作成する総合開発計画をいう。
- （国土総合開発審議会の設置）
- 第三條 第一條の目的を達成するために、総理府に、国土総合開発審議会を置く。
- （国土総合開発審議会の所掌事務）
- 第四條 国土総合開発審議会は、総合開発計画について調査審議し、

- その結果を内閣総理大臣に報告し、又は勧告する。
- 2 国土総合開発審議会は、総合開発計画の作成に必要な左に掲げる事項について調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告することができる。
 - 一 総合開発計画の作成の基準となるべき事項
 - 二 特定地域の指定の基準となるべき事項
 - 三 産業の適正な立地の基準となるべき事項
 - 四 総合開発計画に伴うべき資金及び資料に関する事項
 - 3 国土総合開発審議会は、総合開発計画について必要があると認めるとき、内閣総理大臣の長に對し、意見を申し出ることができ、
 - 4 関係各行政機関の長は、その所掌事務に係る基本的な計画で総合開発計画と密接な関係を有するものについて、国土総合開発審議会の意見を聞くことができる。
 - （都府県に対する勧告又は助言）
 - 第五條 内閣総理大臣は、都府県が作成した総合開発計画について前條第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基づいて、当該総合開発計画を作成した都府県に對し、必要な勧告又は助言をしなければならない。
 - （国土総合開発審議会の組織）
 - 第六條 国土総合開発審議会（以下本條中「審議会」という。）は、委員三十人以上以内で組織する。

- 2 委員は、総合開発計画に關し學識経験を有する者及び關係行政機關の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。但し、關係行政機關の職員のうちから任命される委員の数は、委員の総数の二分の一以下でなければならない。
- 3 委員は、都道府県知事を兼ねることができ、
- 4 都道府県知事と兼ねる委員並びに關係行政機關の職員のうちから任命される委員を除く他の委員の任期は、四年とする。但し、任期が四年の委員で最初に任命される委員のうち、その半数の者の任期は、二年とする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。会長は、会務を総理し、及び審議会を代表する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、關係行政機關の職員及び學識経験を有する者のうちから、審議会の推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。
- 7 委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 8 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機關並びに審議会の議事及び運営に關し必要事項は、政令で定める。
- （都府県総合開発計画）

- 第七條 都府県は、その区域について、都府県総合開発計画を作成することができる。
- 2 都府県は、都府県総合開発計画を作成した場合においては、建設大臣を通じて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。
 - 3 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けた場合においては、これを国土総合開発審議会に諮問するとともに關係各行政機関の長に送付しなければならない。
 - 4 關係各行政機関の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、これに對する意見を經濟安定本部総裁に提出し、經濟安定本部総裁は、これらの意見を取りまとめて、国土総合開発審議会に提出しなければならない。
 - （地方総合開発計画）
 - 第八條 自然、經濟、社會、文化等において密接な關係を有する地域が二以上の都府県の区域にわたる場合においては、關係都府県は、その協議によつて、当該地域について、地方総合開発計画区域を設定して、地方総合開発計画を作成することができる。
 - 2 前項の規定による關係都府県の協議については、当該都府県の議会の議決を経なければならない。
 - 3 前條第二項から第四項までの規定は、地方総合開発計画に準用する。
 - 4 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国土総合開発審議会の意見を聞いて、關係都府県に對し、地方総合開発計画区域の設定について、助言すること

- とができる。
- （都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会）
- 第九條 都府県総合開発計画について調査審議するために、都府県は、條例で、都府県総合開発審議会を設置することができる。
- 2 地方総合開発計画について調査審議するために、關係都府県は、その協議によつて、規約を定め、地方総合開発審議会を設置することができる。
 - 3 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。
 - 4 前各項に規定するものを除く外、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会の設置、組織及び運営に關して必要な事項（地方総合開発審議会については、費用の負担方法を含む）は、それぞれ條例又は規約で定めなければならない。
 - （特定地域総合開発計画）
 - 第十條 資源の開発が充分に行われて居ない地域、特に災害の防除を必要とする地域又は都市及びこれに隣接する地域で特別の建設若しくは整備を必要とするもの等について、經濟安定本部総務長官及び建設大臣がその協議によつて特に必要があると認めて要請した場合においては、内閣総理大臣は、国土総合開発審議会に諮問し、その報告に基づいて、当該地域を特定地域として指定することができる。
 - 2 前項の規定による要請をしやうとする場合においては、經濟安定本部総務長官は、關係各行政機関の長の意見を聞き、建設大臣は、

関係都府県の同意を得なければならない。

3 前項の規定による都府県の同意については、当該都府県の議会の議決を経なければならない。

4 第一項の規定により特定地域の指定があつた場合においては、関係都府県は、都府県総合開発審議会又は地方総合開発審議会の調査審議を経て、特定地域総合開発計画を作成しなければならない。

5 第七條第二項から第四項までの規定は、特定地域総合開発計画に準用する。

6 国は、地方公共団体が行う特定地域総合開発計画の事業について、国が負担すべき経費の割合に關し、別に法律の定めるところにより特例を設け、又は当該地方公共団体に對して、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十六條の規定に基く補助金を交付し、その他必要と認める措置を講ずることが出来る。

（関係各行政機関の長の助言）

第十一條 関係各行政機関の長は、その所掌する事項に關し、関係都府県に對して、都府県総合開発計画、地方総合開発計画又は特定地域総合開発計画の作成上必要な助言をすることが出来る。

（資料の提出等）

第十二條 関係行政機関の職員は、国土総合開発審議会の求めに應じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

（要旨の公表）

第十三條 国土総合開発審議會は、その調査審議の結果について必要

があると認める場合においては、その要旨を公表するものとする。

（北海道総合開発計画との調整）

第十四條 北海道総合開発計画と総合開発計画との調整は、内閣総理大臣が北海道開発庁長官及び国土総合開発審議会の意見を聞いて行うものとする。

附 則

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中中央青少年問題協議会の項の次に国土総合開発審議会の項を次のように加える。

国土総合 開発審議 会	国土総合開発法（昭和二十五年法律第九号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
-------------------	--